

Smart Ad Sales 規定

広島テレビ放送株式会社

2021 年 6 月 1 日

Smart Ad Sales 規定

広島テレビ放送株式会社

「Smart Ad Sales(以下「本商品」)」について、運用に関する諸規定および諸注意を記載いたします。

ご不明な点は、弊社営業局営業推進部、もしくは弊社担当者にご連絡をお願いいたします。

＜問合せ先＞ 営業局営業推進部
082-207-0416

【諸規定】

第 1 章 セールスの基本的な情報・流れについて

第 2 章 購入条件について

第 3 章 購入申し込みと発注作業について

第 4 章 納品作業、素材搬入、素材指定などについて

第 5 章 編成変更が生じたときについて

第 6 章 キャンセル規定について

第 7 章 放送確認書について

第 8 章 広告会社手数料率について

第 9 章 その他

第 1 章 セールスの基本的な情報・流れについて

- (1) 原則として、該当月の2か月前の第1営業日に、該当月の販売対象期間における販売CM枠や価格を、ビデオリサーチ社の「枠ファインダ」(<https://wakufinder.tv/>)上で公開いたします。
- (2) 本商品の販売対象期間は、(1)の公開日から一定の期間(およそ1か月間)といたします。詳細な期間については、「HTVセールスインフォメーション」(<https://www.htv.jp/sales/sas/>)上で公開いたします。
- (3) 購入申し込みは、「枠ファインダ」からのみ受け付けをいたします。申し込みの受け付けは先着順となります。
弊社が特段の事由があると判断した場合、申し込みの受け付けを行わない場合があります。
- (4) 購入の申し込みは、15秒1本単位から受け付けます。
- (5) 同枠で複数本を購入し、それらをまとめることで15秒を超える長尺CM素材(30秒、60秒等)を流すことについては、弊社が対応可能と判断した場合は対応いたします。
- (6) 購入の申し込みを受け付けた後に、弊社の担当者から「契約成立」を連絡するメールを、広告会社様のご担当者様にお送りいたします。「契約成立」のメールが広告会社様のご担当者様に届いた時点で、契約が成立するものといたします。
諸般の事情によりご購入いただけない場合は、弊社の担当者からその旨をご連絡いたします。
- (7) 弊社からの「契約成立」メールを広告会社様が受信した後に、広告会社様から弊社宛てに「発注書」を送付していただきます。
- (8) 発注書については、原則として、「HTVセールスインフォメーション」に掲載されている「発注書」の用紙ファイルをダウンロードし使用してください。ただし、各広告会社様の所定の発注書についても対応いたします。その場合は、発注書に本商品の発注書である旨を明記してください。
- (9) 発注書が弊社に届き次第、直ちに納品作業(案出し作業、EDI送信作業)をいたします。
- (10) 編成に変更が生じた際は、原則として「スポットCM放送時間移動連絡書」にてご連絡いたします。
- (11) 放送確認書については、「スポット放送確認書」を発行いたします。

第 2 章 購入条件について

(1) 本商品の購入の申し込みができる広告主様、広告会社様について

本商品の申し込みにあたっては、広告主様および広告会社様が、以下の条件をすべて満たしている必要があります。

以下の条件を一つでも満たしていない場合、購入の申し込みを受け付けません。

■ 広告主様について

弊社が必要と判断する業態審査を完了していること。

■ 広告会社様について

1. 弊社との取引条件を定める「代理店契約書」もしくは、「覚書」等を締結していること。
2. 「代理店契約書」もしくは「覚書」等の他に、弊社と本商品のセールスに関する広告会社手数料について定める「覚書」を締結していること。

(2) 本商品において放送を希望するCM素材について

本商品において放送を希望されるCM素材については、弊社が指定する期日までに、弊社が必要と判断するCM素材の審査手続きを完了している必要があります。審査作業には、監督官庁や行政機関の許可を確認する作業が発生するケースもあり、必ず時間に余裕を持った作業をお願いいたします。

弊社が指定する期日までに当該審査手続きが完了しなかった場合は、以下に定める対応のうち、いずれか1つを選択していただきます。なお、契約広告主様の変更には一切応じられません。

1. 審査済みの別のCM素材を指定する。
2. キャンセル規定に基づき、キャンセルする。
3. AC素材を指定する。

(3) その他

弊社が特段の事由があると判断した場合、申し込みの受け付けを行わない場合があります。

第 3 章 購入申し込みと発注作業について

- (1) 購入の申し込みは、ビデオリサーチ社の「枠ファインダ」より行ってください。
(「枠ファインダ」の利用規定につきましては、別途ビデオリサーチ社にお問い合わせください。)
- (2) 購入申し込みの受け付けは先着順となります。ビデオリサーチ社、もしくは広告会社様のシステム上の問題、技術的トラブル等により生じた申し込み不可等については、弊社は一切、責任を負いません。
- (3) 購入の申し込みをされた段階では、まだ契約は成立していません。
弊社の担当者が希望枠の購入が可能かどうかなどを確認の上、「契約成立」を連絡するメールを送信し、広告会社様が受信した時点で契約成立といたします。
- (4) 弊社の担当者が送付した「契約成立」のメールが広告会社様に届き次第、発注書を弊社宛てに送付してください。弊社に発注書が届かない場合でも既に契約は成立しており、キャンセルする場合には「第6章 キャンセル規定について」に従い、キャンセル料が発生いたします。
なお、スポットセールスにおけるEDI契約システムを使う場合は、発注書にEDI番号を記載してください。
- (5) 発注に際しては原則として、「HTVセールスインフォメーション」に掲載されている「発注書」の用紙をダウンロードし、使用してください。ただし、各広告会社様が、弊社とのスポットセールス取引において使用されている所定の発注書を使用したい場合についても対応いたします。その場合は、発注書に本商品の発注書である旨を明記してください。

第 4 章 納品作業、素材搬入、素材指定などについて

- (1) 発注書が届き次第、弊社担当者が枠取り作業を行い、速やかに納品(案出し、EDI送信)をいたします。
- (2) 素材考査や素材搬入、素材指定、放送確認作業などは、従来のスポットセールスのルールやスケジュールを準用いたします。
(年末年始進行などについても同様としますので、締め切りの順守などをお願いします)

第 5 章 編成変更が生じたときについて

- (1) 契約成立後に弊社の番組編成の変更等が生じ、購入されたCM枠のポジションが変更、もしくは、消滅した場合は、弊社が相応の価値があると判断するCM枠に移動するものとします。このCM枠の移動による契約料金の見直し等は一切いたしません。
- (2) 移動した場合は、「スポットCM放送時間移動連絡書」を発行いたします。
- (3) 契約成立後に、災害による緊急の番組編成など、弊社が特段の事由があると判断した場合は、契約の見直しについて協議する場合があります。
(例)大規模自然災害の発生等による報道特別番組の緊急編成など。
- (4) 本商品は、タイムランクとは無関係のキーポジションによるセールスです。したがって、タイムランクの変更における対応・補償等は一切いたしません。
- (5) 編成変更を理由とした本商品のキャンセルについては、弊社が判断する「特段の事由」にあたる場合を除き「第6章 キャンセル規定について」に従い、キャンセル料が発生いたします。

第 6 章 キャンセル規定について

広告主様および広告会社様におかれては、本商品のキャンセル規定をよくお読みいただき、十分理解し、同意した上で、購入の申し込みを行ってください。

- (1) このキャンセル規定は、本商品の契約成立後に、広告主様もしくは広告会社様側の都合により、キャンセルを希望する場合に適用されます。
- (2) キャンセル料が発生する期間並びに料率、キャンセル不可となる期間について、下記の表の通り定めます。期間は放送日を起点として算出するものとし、放送前日を1日前とします。

放送日からの日数	キャンセル料
28日前 以前	無料
27日前 ～ 21日前	該当枠料金の 25%
20日前 ～ 14日前	該当枠料金の 50%
13日前 ～ 放送日	キャンセル不可

- (3) 日数管理は、営業日ではなく、あくまでも実際の日数で計算し、基準は日本時間の0時をもって日数管理を行います。
- (4) キャンセルを希望される場合は、「枠ファインダ」よりキャンセル申込みをしてください。
- (5) キャンセル料については、キャンセル申込みされた日付にて判定をいたします。
- (6) キャンセルされたCM枠は、本商品のセールス期間中であれば弊社はリセールを行うことができます。
- (7) キャンセル不可の場合のCM素材については、弊社が対応可能と判断した場合に限り、別のCM素材の指定、もしくは、AC素材の指定のいずれか一つを選んでいただきます。なお、広告主様の変更には応じられません。
- (8) キャンセル料は、消費税不課税となります。
- (9) キャンセル料の算出方法は、該当枠料金に、上記の表のキャンセル料率を掛けて算出するものとします。算出の結果、生じた1円未満の端数は、四捨五入するものといたします。
- (10) 発生したキャンセル料については、料金を算出した後に、別途、広告会社様宛てに請求書を送付いたします。
- (11) キャンセル規定を変更する場合は、「HTVセールスインフォメーション」上で、ご連絡いたします。

第 7 章 放送確認書について

- (1) 放送確認書は、「スポット放送確認書」を発行いたします。
- (2) 弊社システムの仕様により、放送確認書上にタイムランクの記載が表示されますが、本商品は「第5章 編成変更が生じたときについて」記載の通り、タイムランクとは無関係のキーポジションによるセールスです。したがって、タイムランクの変更における対応・補償等は一切いたしません。

第 8 章 広告会社手数料率について

- (1) 本商品は従来のスポットセールス、タイムセールスとは異なる新商品となります。したがって、広告会社手数料率は新たに設定し、本商品のセールスに関する広告会社手数料の覚書を締結させていただきます。
- (2) 広告会社様との本商品のセールスに関する広告手数料の覚書は、すべて弊社会計年度(4月1日から3月31日まで)における期間での単年度契約です。
- (3) 本契約期間満了の日から60日以前に解約の申し出をしない場合は、本契約と同一の条件をもって、契約が1年間更新されたものとみなし、以後も同様とします。

第 9 章 その他

- (1) 本商品において、競合排除は一切いたしません。
ただし、既存のローカルタイム提供社との競合調整により、購入の申し込みをお断りする場合があります。
- (2) 本商品において、局の特段の事情が無い限り、CMチャンスの固定、指定は一切できません。
- (3) この規定は、2021年6月1日から実施します。

2021年6月1日 実施